

議案第 43 号

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

太宰府市子育て支援センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 5月31日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び母子保健法（昭和40年法律第141号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市子育て支援センター条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 利用者支援事業 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく事業
- (2) こども家庭センター業務 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する業務

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市子育て支援センター条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。